

三豊市議会議員政治倫理委員会について

1 三豊市議会議員政治倫理委員会の目的について

政治倫理委員会は本市議員の行為等が、三豊市議会議員政治倫理条例に示す政治倫理基準に違反する疑いがあると認められた場合、その内容を審査し、違反があると認めた場合は、政治倫理基準違反の認定及び措置を決定し、報告書を作成のうえ議長に提出することを目的とした委員会です。

2 三豊市議会議員政治倫理委員会が審査する内容について

令和8年6月12日に、議員5名の連署をもって議長に審査請求書が提出され、6月15日に開催した議会運営委員会で政治倫理委員会の設置が決定されました。

政治倫理委員会では、審査請求書に記載がある「審査請求の理由」、「疑義の内容」等について審査し、政治倫理基準に違反があると認めた場合は、政治倫理基準違反を認定し、措置が必要と判断した場合、その必要な措置を講ずることになります。

【審査請求の内容】

- ・審査を求める議員 高木修 議員
- ・疑義の内容
 - ① 要望書の提出者に対して第三者を介して事実確認を迫った事案がある
(条例第3条第1項第1号に違反する疑い)
 - ② 市の入札に応札しようとする者の意思決定に対して不当な影響を与えた事案がある
(条例第3条第1項第1号及び第4号に違反する疑い)

政治倫理基準(条例第3条第1項抜粋)

- (1) 市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうおそれのある行為をしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。

3 政治倫理委員会の措置について

(1) 三豊市議会議員政治倫理条例における措置について

(政治倫理基準違反の措置)

第9条 議長は、前条の規定により委員会の報告※を受けたときは、第4条に規定する請求者に審査結果の報告を行うほか、市民説明会の実施、議会広報紙による公表、当該議員の会議への出席自粛勧告その他必要な措置を講ずることができる。

※政治倫理委員会報告書

(2) 政治倫理委員会の措置(例)

措置	内容	
公表	違反の事実や勧告の内容を、議会報やウェブサイト等を通じて市民に公表すること	
警告・嚴重注意	軽微な違反に対する是正措置	
問責	議員の言動、政治的・道義的な問題に対して、その責任を明確にするため厳しく追及すること	
勧告	役職辞任勧告	議会内での役職(委員長など)からの辞任を勧告
	出席または活動の自粛勧告	一定期間、委員会への出席や特定の活動を自粛するよう求める
	陳謝(謝罪)の勧告	議場や全員協議会などで、自らの行為について陳謝するよう勧告する
	議員辞職勧告	議員としての資格に重大な疑義がある場合に行われる
懲罰 ※	戒告	公開の議場において、議長が当該議員に対し、戒告文を朗読して将来を戒める処分です
	陳謝	公開の議場において、議会が定めた陳謝文を当該議員に朗読させる処分
	出席停止	会期中の一定期間を定めて、本会議および委員会への出席を停止する処分
	除名	議員の資格を失う 議決には出席議員の3/4以上必要

※ 政治倫理委員会の措置に関する全国市議会議長会の見解

政治倫理条例違反の措置として、地方自治法第135条に基づく懲罰(戒告・陳謝・出席停止・除名)を規定することはできない。

(3) 過去の政治倫理委員会の措置内容

H30.11	<ul style="list-style-type: none">・議会への出席自粛勧告5日間（12月7日～11日まで）・議会の特別委員の辞任勧告・議会役職（組合議員等）の辞任勧告
R7.12	<ul style="list-style-type: none">・議員辞職勧告決議

4 今後の予定

- 第1回 6月18日(木)
- 第2回 6月22日(月) …弁明の機会
- 第3回 6月25日(木) …まとめ